

○東海市立デイサービスセンター管理規則

平成12年3月31日

規則第17号

東海市立デイサービスセンター管理規則をここに公布する。

東海市立デイサービスセンター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例(平成12年東海市条例第32号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、東海市立デイサービスセンター(以下「デイサービスセンター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時休館日等の公表)

第2条 市長は、条例第4条第2項の規定によりデイサービスセンターを臨時に開館し、又は臨時に休館する場合においては、5日前までにその旨を公表するものとする。

(利用手続)

第3条 条例第7条第1項の規定によりデイサービスセンターの利用について許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める手続をしなければならない。

(1) 通所介護に係るデイサービスセンターの利用 あらかじめ指定通所介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第92条に規定する指定通所介護をいう。)の利用に関する契約を締結し、利用の都度、被保険者証(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第26条第1項の規定により交付を受けた被保険者証をいう。以下同じ。)を市長に提示すること。

(2) 第1号通所サービスに係るデイサービスセンターの利用 あらかじめ市長が別に定める第1号通所サービスの利用に関する契約を締結し、利用の都度、被保険者証を市長に提示すること。

(3) 生活介護サービスに係るデイサービスセンターの利用 あらかじめ指定生活介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年

厚生労働省令第171号)第77条に規定する指定生活介護をいう。)の利用に関する契約を締結し、利用の都度、受給者証(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第22条第8項の規定により交付を受けた同項に規定する受給者証をいう。以下同じ。)を市長に提示すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が緊急その他やむを得ない理由があると認めた場合は、被保険者証又は受給者証の提示に代えて、市長が必要と認める書類の提示によることができる。
- 3 前2項の規定による被保険者証、受給者証又は市長が必要と認める書類の提示があった場合は、当該提示をもってデイサービスセンターの利用の許可を受けたものとみなす。

(行為の禁止)

第4条 デイサービスセンターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼすような行為をすること。
- (3) 許可を受けずにデイサービスセンター敷地内において、広告類等の掲示若しくは配布、物品の展示若しくは販売又はこれらに類する行為をすること。
- (4) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯すること。
- (5) 立入禁止箇所等危険な場所に立ち入ること。
- (6) 前各号に掲げる行為のほか、係員の指示に反する行為をすること。

(損傷等の届出)

第5条 利用者は、デイサービスセンターの設備又は器具等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を付けて市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第6条 条例第13条第1項の規定により指定管理者にデイサービスセンターの管理を行わせる場合における第2条、第3条、前条及び次条の規定の適用については、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「条例第4条第2項」とあるのは「条例第13条第4項において読み替えて適用する条例第4条第2項」と、第3条

第1項中「条例第7条第1項」とあるのは「条例第13条第4項において読み替えて適用する条例第7条第1項」と、同項各号、同条第2項及び同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「市長」とあるのは「市長の承認を受けて指定管理者」とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第54号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第49号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第16号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規則第38号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。